

昭昭中発第 160 号

令和 5 年 3 月 1 日

昭島市教育委員会 殿

昭島市立昭和中学校

校長 並木 浩子 公印



令和 5 年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けいたします。

記

1 特別支援教室の教育目標

一人一人の生徒が、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能および習慣を養い、自立を支援する。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 通室する生徒一人一人の発達段階と課題に応じた、きめの細かい支援。
- (2) 特別支援教室拠点校の巡回指導教員、特別支援教室専門員等と連携した、途切れることのない支援。
- (3) 生徒本人、保護者の願いを受けた、将来の自立と自己実現への支援。
- (4) 通常の学級での教育活動と連続した、一貫性のある指導、支援。
- (5) 生徒一人一人としっかりと向き合い、皆で共に歩もうとする、あたたかな支援。

3 指導の重点

生徒一人一人の発達段階と課題に応じて、以下の項目を重点的に支援する。

- (1) 基本的な生活習慣の確立、望ましい規範意識の涵養、適切な人間関係の構築能力、健康な身心を育成する。
- (2) 適切な感情表出の方法、適切な感情の制御方法を育成する。
- (3) 未来志向の問題解決型の思考方法と行動力を育成する。
- (4) 適切な人間関係の構築力、集団に適応する協調性を育成する。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒一人一人の発達段階と課題に応じて、通室日数と時間を設定する。
- (2) 在籍学級の担任と、特別支援教室拠点校の巡回指導教員、特別支援教室専門員による打ち合わせにより、情報の共有と指導、支援の改善を進める。
- (3) 保護者と連携し、学校生活支援シートと個別指導計画を作成し、将来にわたって切れ目のない支援が継続するようにする。
- (4) 必要に応じて、医療機関、心理職、SSW、福祉機関等と連携し、効果的な支援を実践する。
- (5) 目標を明確にし、1年間の指導期間での退室に向け指導を行う。
- (6) 全校生徒に特別支援教室の意義や内容を伝え、理解・啓発を行う。